

●4月の本講座

日程	時間	場所・申込先
4月11日(水)	13:30~15:00	東郷コミセン ☎(36)7711
4月13日(金)	10:00~11:30	日の里コミセン ☎(37)1587
4月17日(火)	10:00~11:30	自由ヶ丘コミセン ☎(32)5594
4月20日(金)	13:00~14:30	赤間コミセン ☎(39)7051
4月24日(火)	10:00~11:30	南郷コミセン ☎(36)3465

*その他の平成24年度の日程などは、各コミセン(コミュニティ運営協議会)か生活環境課へ問い合わせてください

市では、市民サービス協働化提案制度で、「ゴミ問題を考える住民の連合会・宗像」と生ごみ堆肥化講座(本講座とフォーロー講座)を開催します。受講無料。

本講座を受講のみなさんには、ダンボールコンポスト(1世帯1基限り)をプレゼントします。数に限りあり。どこの場所でも受講可能です。平成24年度は各コミセンで、生ごみ処理機器各

種の使用方法を紹介します。本講座と、実践後の疑問などに答えるフォーロー講座を開催する予定です。日時や場所など詳しくは随時、市広報紙でお知らせします。

ダンボールコンポストとは、ダンボール箱の中に「もみ殻くん炭」と「コナツピート」を入れ、微生物の力で生ごみを分解して堆肥化するものです。できた堆肥を使うと、立派な野菜が育ちます。

生ごみ堆肥化講座
本講座受講者には
ダンボールコンポストを
プレゼント



わたしたち

コンポスト
使ってま〜す



市では、生ごみの減量を推進するため家庭用の生ごみ処理機器を購入した人に、購入費の一部を補助していますが、使い始めてみたものの「虫がわいた」「面倒くさい」という理由でやめてしまう人もいます。せっかく購入した生ごみ処理機器を家庭で眠らせるのは「もったいない!」。そこで、生ごみ処理機器を上手に使っている人の声を紹介していきます。今回は、朝野(南郷地区)在住の古賀くみ子さんです。

■問い合わせ先 生活環境課 ☎(36) 1421



庭で使う堆肥を作る古賀さん

ダンボールコンポストを数年前から使っています。設置型コンポストやEM容器、電気式生ごみ処理機などいろいろ使いましたが、ダンボールコンポストは臭いが気にならないし、いい堆肥ができるので気に入っています。

もったいないので、野菜の皮はよほど汚れていないと捨てませんが、捨てたものが堆肥になるなんて素晴らしいと思います。魚の煮汁やてんぷら油などいろいろな物が入れるので便利です。それに、庭の畑にはできた

堆肥しか入れていませんが、立派な野菜ができます。春にはジャガイモを植える予定なので楽しみにしています。

講座を受けずに我流で始めたので、虫がわいたこともありました。最初は嫌で全部つまみ出していました。が、「虫も肥料になるのでそのままでもいい」と聞き、面倒になったので取らなくなりました。

今年は、生ごみをダンボール箱の中に深く入れて基材をしっかりかぶせ、コーヒークスを上にかぶせたら虫が中に入りませんでした。生ごみの臭いが外に逃げないようにすることが大事だと思います。

生ごみは臭いがあるし、猫などの動物が来たり、水分が出たりするのが嫌なので、堆肥化して土に返せるなら返したいですね。現在、家庭の燃やすごみだけならば、2人家族で出すのは2週間に1回くらいですね。

●4月の本講座
左上表のとおり

*各コミセンでもダンボールコンポストを販売しています(一部を除く)

*できた堆肥を使わない場合は、生活環境課窓口で受け取ります

▽講座に関するお問い合わせ先
 生活環境課 ☎(36) 1421

▽ゴミ問題を考える住民の連合会・宗像(倉本)
 ☎(32) 0730

▽事業に関するお問い合わせ先
 生活環境課 ☎(36) 1421



堆肥化講座の様子

ごみの野外焼却は
禁止されています



野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されていますが、「農業などの生業を営む上でやむを得ない焼却」、「どんど焼き」などの風俗慣習上や宗教上の行事、「たき火などの軽微なもの」は、例外的に認められています。

しかし、認められているといっても稲わらや枯葉などの自然の物に限られ、自然の物しか燃やしていても近所の迷惑になります。また、条件を満たしていても、あくまで「例外的なもの」であり、決して焼却処分を推奨しているわけではありませぬ。

▽草木などはよく乾かしてから焼却するなど、煙や臭いを最小限にとどめる

▽風の強い日や時間帯を避ける

▽風向きや時間帯を考慮する

▽草木などはよく乾かしてから焼却するなど、煙や臭いを最小限にとどめる



生活環境に配慮した処分方法を

みんなが快適に生活できるように

最近、廃棄物(ごみ)の野外焼却に関する苦情やトラブルが増えています。例外として認められている野外焼却でも、延焼の危険性を避け、近所に灰や煙による迷惑がからないよう、次のような点に配慮してください。

▽焼却の日時を事前に連絡して近所の理解を得るなど

また、最近では、癒やしや環境を意識して、暖房器具に「暖炉」や「まきストーブ」などを使用する家庭もあります。適正に使用していれば、廃棄物(ごみ)の焼却と違って違法性はありませぬが、煙によって近所の人とトラブルになる場合があります。燃やす人と近所の人、お互いが快適に生活できるように、日ごろから相互理解を心がけましょう。

を焼却せずに、分別ごみや燃やすごみとして、決められた日と場所に出すなど、生活環境に配慮した処分方法を検討してください。

海岸を散歩しながら
ごみ拾いをしてみませんか

■問い合わせ先
生活環境課 ☎(36) 1421

海岸線清掃活動をする「クリーンアップむなかた」の1月までの清掃状況を紹介。

【1月】▽参加人数=38人
 ▽収集量=129袋

【累計】▽参加人数=7,975人
 ▽収集量=1万8,321袋

*活動は、毎週日曜日9:00から約1時間(雨天中止)

【集合場所】釣川河口両側海岸



■問い合わせ先
生活環境課 ☎(36) 1421